

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、さいたま市森田博ほか二十人からの申請に係る次の土地改良区の設立を令和二年十二月二十三日認可した。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

さいたま中央土地改良区

### 二 事務所の所在地

さいたま市

### 三 地区の所在地

さいたま市